

〔事案 25-179〕 転換契約無効等請求

・平成 26 年 8 月 21 日 和解成立

<事案の概要>

契約転換した際、募集人による説明が不十分だったことを理由に、転換契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 16 年 2 月、平成 4 年 9 月に契約した終身保険（契約①）の解約を募集人に申し出たところ、転換を勧められ、利率変動積立型終身保険に加入し（契約②）、その後同契約の保障見直しを行った（契約③）。しかしその後、会社の退職に伴い、契約③の解約を申し出、解約返戻金を問い合わせたところ、返戻金がわずかしかなく積立型の保険ではないことがわかった。契約①の解約を申し出たにもかかわらず、その返戻金が契約②の積立金に充当されることを知らされず、また、契約②は積立型の保険であると誤解していたので、募集人の説明不十分を理由に、転換契約を取消し、契約②および契約③の既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の解約申し出の理由は保険料負担が困難になったことであり、契約転換により保険料を軽減する提案をしたものである。
- (2) 募集人は、設計書を用いて、契約②の積立部分と保障部分について説明しており、保険料についても「保障部分の保険料」と「積立部分の保険料（積立金）」に分けて記載されており、後者は「0 円」と記載されていた。
- (3) 募集人は、設計書を用いて、契約①の転換価格が契約②に充当されることを説明している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 申立人の主張の法的整理

申立人の主張は以下の 2 点であると判断する。

- (1) 消費者契約法 4 条 2 項にもとづく、不利益事実の不告知による取消しを求めているもの（主張①）。
- (2) 民法 95 条にもとづく、錯誤による無効を求めているもの（主張②）。

2. 主張①について

以下の理由により、募集人に不利益事実の不告知があったとはいえ、消費者契約法 4 条 2 項にもとづく取消しを求める主張は認められない。

- (1) 申立人は事情聴取において、設計書を用いた説明を受けた記憶があると供述するが、どのような説明がなされたかについては、申立人と募集人の供述は異なり、必ずしも明らかではない。
- (2) しかし、募集人が、設計書等の資料を使用する場合には、通常、その内容に沿った説明

が行われるところ、本件において、通常と異なった説明がなされたと認める特段の事情は見あたらない。そして、設計書には、積立部分の保険料は0円であることや、転換価格が積立金に充当されるとの記載があるので、募集人は、この記載に沿った説明をしたものと認められる。

3. 主張②について

以下の理由により、錯誤による無効を求める主張は認められない。

- (1) 申立人は、契約②を積立型の保険と誤解し、また、転換価格が契約②の積立金に充当されることを認識しておらず、錯誤に陥っていたと考えられる。
- (2) 申立人が要望を伝えたかについては、両者の供述は異なり、真偽は明らかではないので、申立人の供述のみで認めることはできず、他に証拠は見あたらない。
- (3) 申立人の錯誤が要素の錯誤に該当するとしても、募集時に使用された設計書や契約申込書より、積立金の保険料は0円であること、転換価格が積立金に充当されることは容易に理解できるので、申立人には錯誤に陥ったことについて重大な過失があったと言える。

4. 和解について

当審査会の判断は以上のおりであるが、以下の事情を考慮すると、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断する。

- (1) 募集人は、保険料を軽減させることの他に、申立人の保険ニーズを的確に把握できていなかった可能性があり、また、本件募集に要した時間が必ずしも十分ではなかった可能性もあり、そして、これらが、申立人の錯誤の要因になった可能性が否定できない。
- (2) 契約③に見直しされた特約の一部は、見直しによって、保険期間は短く、被保険者年齢が高くなったことにより月額保険料は高くなり申立人の負担は増えたものの、特別のメリットがあったとは認められないことからすると、不必要な見直しであったといえる。